

## 経済活性化ワーキンググループ（第4回） 議事概要

1. 日時：平成24年11月26日（月）16:00～18:09
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）大室康一（委員長代理）、大上二三雄（委員会構成員）、秋池玲子、石黒不二代、上村敏之、大崎貞和、武井一浩、鶴光太郎
  - （専門委員）新谷信幸、山川隆一、野口祐子
  - （政務）藤本副大臣
  - （関係団体）一般社団法人日本人材派遣協会、一般社団法人日本経済団体連合会
  - （関係府省）内閣官房情報通信技術（IT）担当室、消費者庁、厚生労働省
  - （事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官

### 4. 議題：

（開会）

- （1）関係者ヒアリング（「人」・「モノ」の動きの活発化）
- （2）意見交換

（閉会）

### 5. 議事概要：

○中原参事官 それでは、第4回「規制・制度改革委員会 経済活性化ワーキンググループ」を開催いたします。皆様方には、御多用中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回は、大上委員に御出席を頂いております。それから、本日は佐久間委員が御欠席でございます。

また、藤本副大臣に御出席をいただいておりますので、副大臣より一言御挨拶を賜ればと思っております。

○藤本副大臣 どうも、皆様こんにちは。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

このワーキンググループが設置されてから今回で4回目ということになるわけですが、本当にこの短期間に、「モノ」・「人」・「カネ」に関わる幅広い分野において、かなり濃密に御議論いただきましたことを大変感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

この間、実はグリーンワーキンググループの方にも出席させていただいていたのですが、やはり規制・制度は何らかの理由があってここまで来ていることではあると思います。ただ、時代の流れがかなり大きく変化をして、しかもスピードアップしているという中で、そのときの規制・制度の理由が今では無くなっているようなものは多々あるの

ではないかなと思いますし、経済活性化を進めていくためには本当にスピード感を持って、この規制・制度改革を進めていかなければいけないと思っておりますので、どうぞ、今日も忌憚のない、いろいろな立場からの御議論をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○中原参事官 ありがとうございます。

それでは、今後の進行は大室委員長代理にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○大室委員長代理 それでは議題に入りたいと思います。

それから、今日はワーキンググループの委員の皆さまの他に、規制・制度改革委員会にも所属されている委員も参加しておられますので、よろしくお願ひいたします。

まず「人」の動きの活発化ということで、労働者派遣制度や職業紹介制度について議論をしたいと思ひます。

本日は、この分野の専門委員として、新谷専門委員と山川専門委員にお越しいただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。新谷専門委員は日本労働組合総連合会総合労働局長をしておられまして、山川隆一専門委員は慶應義塾大学大学院法務研究科教授でいらっしゃいます。

それでは、まず厚生労働省からプレゼンテーションをいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。大体 10 分程度でお願いできればと思ひます。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

10 分程度ということでございますので、資料 1-1 に基づきまして簡単に、かいつまんで御説明申し上げたいと思ひます。

おめぐりいただきまして、まず 2 ページでございます。「労働者派遣とは」と書いております。

需給調整システムについて、いくつかあるわけですが、労働者派遣とはどういうものかというのが、この左側の枠囲みであるとおりで、三者間の関係になっているということなのですが、派遣元と労働者の間に雇用関係があつて、実際の派遣先という、企業の方で実際に働く場所は派遣先である。それで、派遣先の方が指揮命令をして、給料は派遣元で支払う。その具体的な働く中身については、派遣契約の中で定めていただくということになっておりまして、派遣元が雇用関係をしっかりしていただくということで労働者の権利の保護を図っているということでございます。

それが右側の方に「(参考 1) 労働者供給」がありますが、こうなりますと、言い方も供給元と供給先となってくるのですが、それぞれがどちらに雇用関係があるのか分からないという状況になってございまして、これではやはり労働者の保護という観点でもいろいろと問題が生じるということで、労働組合が許可を得て行ふ労働者供給以外は職業安定法で禁止されているという状況になっております。

それから、その下に「(参考 3) 請負」がございまして、これは請負業者と労働者の間

に雇用関係があつて、これは実際に注文主のところ働くということもあるわけなのですが、実際の指揮命令は請負業者の方で行うということで、ですから、請負業者がしっかり雇用関係もあり、指揮命令を行うことによって労働者の権利を保護しているという状況でございます。

それが右の方、参考4にまいりますと、注文主が指揮命令をしてしまうということになると、これは先ほど御覧いただきました労働者派遣と実質は変わらないことになってきてしましまして、そうしますと、派遣法のきちんとした保護も満たされずにこういうことをやってしまう。労働災害とかも起こりがちであるとか、いろいろな問題がございまして、これは問題であるということで、指導等を行っているところでございます。

ただ、請負に該当するのか、労働者派遣に該当するのかについては明確な基準が必要でしょうということで、厚生労働省の方では労働者派遣事業と請負を行われる事業との区分に関する基準という、いわゆる37号告示を設けまして、その2つの関係を明確にしているという状況でございます。

おめくりいただきまして、労働者派遣制度の概要について、直近の平成24年の法改正の中身も、追加したものをまとめております。

まず労働者派遣制度なのですが、基本的にどのような業務についても派遣として行えるということなのですが、派遣禁止業務というものもございまして、それが港湾運送業務、建設業務、警備業務。それから、病院等における医療関係業務については、紹介予定派遣であるとか特定の場をを除いて行えないとなっております。

それから、労働者派遣制度については、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業がございまして、基本は一般労働者派遣事業です。いわゆる登録型、一定期間登録していただいて、仕事が見つければその期間は派遣するということを行っているようなところについては、一般労働者派遣事業ということで、これは許可制になっている。それから、その上の方の特定労働者派遣事業は、派遣労働者が常用雇用労働者のみ。そういった方については、雇用が安定しているということで、届出で済ませているとしております。

「3 日雇派遣の原則禁止」でございまして、これは★がついておりますが、平成24年の法改正によりまして追加されたものでございまして、30日以内の期間を定めて雇用する労働者等の日雇い労働者については、例えば中間控除が行われやすいとか、あるいは雇用管理が適切に行われぬとか、いろいろな問題がございまして、原則禁止になり、例外というのが、この①、②の場合となっているということでございます。

4ページにまいりまして、次に「4 離職後1年以内の労働者派遣の禁止」で、これも今回の法改正で付け加わったものでございまして、この離職後1年以内の派遣を禁止した趣旨といたしましては、ある会社を離職させて、派遣会社に登録させ、それで元のところへ戻すということがあつると、これは一種のリストラ促進策みたいにもなっているという懸念もございまして、それで禁止されているということでございます。

それから「5 派遣受入期間の制限」で、(1)でありますように、同一の業務に派遣

を受け入れる期間というのは、原則1年で、労働組合等の意見を聴取して、最長3年まで延ばすことが可能となっております。

一方で、派遣受入期間の制限がない業務もございまして、それが①のソフトウェア開発等の政令で定める業務、いわゆる26業務と呼んでおります。それから、有期プロジェクト業務、日数限定業務、産前産後休業等の業務となっております。

「6 関係派遣先への派遣制限」でございまして、これは特定のグループ企業内だけで派遣が行われるということになりますと、やはり需給調整システムと、労働市場全体を見ている一つのシステムとは言えないのではないかとということもございまして、それで8割以下に制限をしているということでございます。

5ページでございまして。「7 労働契約の申込み義務」というものがございまして。先ほど申し上げました26業務以外の業務につきましては、上限期間が1年から3年となっているわけですが、その制限を遵守させるという趣旨、あるいは雇用の安定も図るという観点から、抵触日以後も、派遣労働者を使用しようとする場合等については、労働契約の申し込みが派遣先の方に義務付けられているとなっております、それが違反しているような場合については、(2)にありますとおり、行政の方から指導・勧告等を行うとなっております。

「8 派遣先の都合による派遣契約の中途解除時の措置」で、これも今回の法改正でつけ加わったのですが、どうしても派遣元の会社については小さいところも多くございまして、派遣契約自体は会社間の契約なのですが、それが解除されたときに、どうしても仕事が無くなって、派遣元が小さかったりすると、派遣労働者がなかなか、次の仕事が見つからなかったりとか、休業手当が支払われないという問題もございまして、そこは派遣先の都合の解除の場合については、派遣先の方に責任を持っていただくという改正が加わったところでございます。

9点目としまして、労働契約申込みみなし制度というものが、これも今回の改正で加わっているものでございまして、これは違法派遣が行われた時点で、派遣先が派遣労働者に契約を申し込んだものとみなす。これは趣旨といたしましては、どうしても派遣法違反となりますと業務停止命令とかになってくるわけですが、そうすると、どうしても派遣労働者が仕事が見つからなくなるということもございまして、それを避けるために派遣先でペナルティーを科する、派遣先で働けるようにするという民事的なペナルティーを科するという制度が今回盛り込まれたことで、施行は平成27年10月1日よりとなっております。

6ページでございまして。「10 マージン率等の情報提供」で、これも今回の改正でつけ加わったものでございまして、どうしても、この派遣といいますものは、中間的なマージンをたくさん取っているのではないかとということが一時期議論になった訳でございまして、それに対しまして、マージン率を公表する、あるいは関係者に情報提供するということで、透明性を高めることによって、そういった御批判に対して対応しておくというものでござ

います。

「11 待遇に関する事項等の説明」で、先ほどの10にも近いわけですが、派遣労働者の方というのは御自身がどういう待遇になっているのか、派遣会社の方がやはりたくさんマージンを取っているのではないかと、そういうことがよく分からないということがございまして、やはり納得して働いていただくためにも、待遇に関する事項を派遣元の方にしっかりしていただくということで、つけ加わっているものでございます。

「12 労働者派遣に関する料金額の明示」も、ほぼ同じ趣旨で書いてございます。

次のページにまいりまして、7ページでございます。「13 均衡を考慮した待遇の確保」でして、いわゆる非正規労働者という方については、どうしても正社員の方とかと待遇が違うのではないかと、いろいろな御議論があるわけございまして、そこは派遣労働者の方であっても派遣先あるいは派遣元の、一般の労働市場とかと考えながら、均衡を考慮した待遇を確保してくださいということを派遣元に義務づけているところでございます。

「14 有期雇用派遣労働者等の無期雇用への転換推進措置」でございます。どうしても、有期雇用の方といたしますのは、やはり雇用が不安定であるということがございますので、それで派遣元に無期雇用への転換推進を講じてくださいということを努力義務としてお願いしているところでございます。

「15 紹介予定派遣」については、例えば6カ月という期間を定めて、実際に派遣として使っていただいて、もし気に入ったということになれば派遣先のほうで社員として登用いただくという制度でございます。

16番、17番は、それぞれ、講ずべき措置というものが加わっているものと、指導、相談・援助というものが規定上でございます。

9ページで「派遣受入期間の制限について」ということで、先ほど簡単に説明いたしましたけれども、26業務については上限期間が無いわけですが、物の製造、軽作業、一般事務等については原則1年間という派遣受入期間の制限がございまして、過半数労働組合等の意見を聞いた場合は3年間まで延長できるとなっています。

重複しますので、下は省略いたします。

10ページも、26業務について詳しく書いておりますが、時間の都合で割愛をさせていただきます。

次に11ページ以降で「職業紹介事業の概要」でございます。

12ページでございます。「職業紹介とは」で、派遣とどう違うのかということでございますが、先ほどの派遣のシステムについては、派遣元が雇用関係をしっかり持っていて、労働者を派遣先で使っていただくという制度だったのですが、この職業紹介においては、まさしく求人者と求職者の間に入ってあっせんするということでございますので、雇用関係というのはあくまでも求人者と求職者の間で雇用関係が成立すれば、それから発生するというので、ただ、求人者の条件とかが明確になるように、そこは職業紹介事業者がしっ

かりしてくださいということで、職業安定法上でいろいろな規定がございます。

無料の職業紹介と有料の職業紹介がございまして、地方公共団体等については無料で行うのが原則でございますが、民間については有料の職業紹介事業を行うこともできるとなっております。

それが書いてあるのが 13 ページ以降でございます。

「1 取扱職業の範囲」ですが、有料の職業紹介については、港湾運送、建設業務、これは特別の雇用システム、需給調整システムがございますので、それ以外のところについて、有料職業紹介を行うことができる。無料職業紹介については、特段の制限が無いとなっております。

それから、有料職業紹介事業については許可制になっておりまして、無料職業紹介も一定のもの以外は許可制で、学校等が行う場合は届出制となっております。

14 ページで「3 手数料」でございます。手数料につきましては、求人者から徴収する手数料と、求職者から徴収する手数料という、(1)と(2)で両方書いてございますが、原則は求人者から徴収する手数料のみで対応するというのが原則でございます。

求人者から徴収するという場合については、これも①と②で2つございまして、職業安定法令で規定しています上限手数料より下回る場合は、届出が不要となっております、ただ、それ以外の手数を徴収する場合も、厚生労働大臣に届出を行っていただいております、特定の人に不当なものになるとかという場合以外でしたら可能になってございます。

求職者からの手数料ということはございますが、これは昔からやっているものであるとか、あるいは科学技術者、経営管理者のように、バーゲニングパワーもしっかりしていて問題がないようなところについては可能にしているということでございます。

それから、最後の 15 ページでございますが、職業紹介事業につきましても、保護のためのルール、あるいは需給調整の円滑化のためのルールということがございまして、やはり個人情報を守られなければいけないですね、あるいは労働条件等が文書でしっかりと理解いただいた上で就職しなければいけないのではないのでしょうかということです。

あるいは(4)にございまして、しっかりと法令とか苦情処理とか、きちんとできる人を選んでいきますかということなどをルールとして定めた上で職業紹介事業を実施していただいているという状況でございます。

○大室委員長代理 どうもありがとうございました。厚労省からプレゼンテーションをいただきました。

続いて、日本人材派遣協会から説明をお願いしたいと思います。

○日本人材派遣協会 よろしくお願いたします。

本日、私どもからお話を差し上げますのは資料 1-2、表紙に「専門 26 業務における『付随的業務』の範囲等の見直し」、続きまして「『「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37 号告示)に関する疑義応答集』の改善」、この 2 点を中心にお話をさせていただきます。

それから、資料中にはございませんけれども、先ほど厚労省からお話のありました、期間制限がある自由化業務についても一言、最後につけ加えさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、ページを進めていただきまして2ページ目で、こちらは今ほど厚生労働省の方から御案内を頂戴いたしました内容と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

3ページ目で「現行制度上の問題点」とあるタイトルのページでございます。

今ほど御案内がありました、期間制限のない、いわゆる専門26業務と言われる業務に關しましては、その業務に付随する仕事についての許容範囲が決まっております。この件に關しまして、やはり3月の規制・制度改革委員会でも御報告をさせていただいているのですが、再度、この件をお願いしたいと思ひまして、今日、この席に来させていただきました。

この付随的業務ですが、こちらは3ページの上段、少し明朝体になっているところを御覧いただくとお分かりいただきやすいのですが、専門的な業務をしている中でも、お問い合わせの電話が入ったりとか回答したりとかという際に、どうしてもそこに加えて関連業務のお問い合わせが来たりとかしますが、こういったものに対応することに非常に厳しい御指導をいただくケースもあり、なかなか実際に働いている派遣労働者、派遣社員の方々、それから、受け入れていらっしゃる派遣先企業の方々からも、この運用が非常に難しい、あるいは分かりづらいという御批判・御指摘をいただいております。

派遣業界としても、会員企業に厚労省からもお教えをいただきながら一生懸命、考え方や運用の仕方を説明はしているのですが、なかなか難しく、ここが実社会の中での業務というところでは非常に運用がしづらい点として、問題点として挙がっております。

また、こういった業務に關しまして、ある程度は許容範囲と認めていただいているものが1割という範囲でございますけれども、実際の1日の仕事の中で1割という時間をどのように測るのか、あるいは日々、業務の繁閑がある中で、どのように判断するかということも非常に難しいというお話を頂戴しております。

例示のところで、例えば一番上の「当該部署が管轄する業務の事務処理手続きについて」という文章のところですが、今、申し上げましたように、他部署からの質問電話があった際に、同じ部署の業務であるためその手続を認識していた派遣労働者が手続の説明をしたところ、つまり本来、本人の専門業務ではありませんが、所属する部署のルールがあったりするので、厚意をもって答えてしまったところ、当該電話対応は付随的業務にも該当しないという判断をいただいております。付随的業務に該当しないということになりますと、これは自由化業務として期間制限のある業務という判断に切りかわりますので、こういったところで派遣社員の方々が、自分が何をどこまで対応していいのかという判断をすることが非常に難しいというお話が出ている次第です。この点が第1点目でございます。

ページを進んでいただいて、次の4ページ目、こちらは今回の法改正でも決まっておりますけれども、改正労働者派遣法で偽装請負と判断される場合、先ほど御説明がありまし

た労働契約申し込みみなし規定が平成 27 年から施行されるかと思えますけれども、この件に関しまして、実態、派遣と請負の区分についての判断が、本日現在のところ、御相談先によっていろいろとお答えが微妙に違っていたりとか、御助言いただく際においてもいろいろなお話をいただいていたりと、非常に業者側としても、請負先あるいは派遣先というところに対しての説明に困難をしている状態です。こうしたことについて、予見可能性の問題もございまして、明確にさせていただくことが必要かと考えております。

さらにページを進んでいただきまして、5 ページ目に入りますが、その前に先ほど自由化業務の件で1 件つけ加えさせていただきますというお話をいたしました。

現状、派遣受入期間がある、先ほどの御案内にありました製造や軽作業、それから、一般事務等々の業務に関しましては、労働組合の御了解があって、原則 1 年、最長 3 年ということになっております。

この際に、最初の派遣労働者、派遣社員の方々に御都合があり、例えば 2 年と半年とか 8 カ月とかでどうしてもお辞めにならなくてはいけなくなった場合で、その残り半年ないしは 4、5 カ月という期間に次の派遣労働者の方が着任されて、限度の 3 年までお仕事をされることとなりますが、この仕組みだと、この期間が短いことにより、なかなかキャリア形成、職能開発というところが進めにくいという実情がございまして。

こうしたことも含めて、現状の規制改革というよりは、このことに関しましては現在、派遣制度の在り方についての研究会を厚労省の方で進めていただいているかと思えますので、そういったところで、この視点に関しましては重々御考慮をいただけると大変ありがたいと考えております。

お話を元に戻させていただきます。

先ほどの専門 26 業務に関する付随業務、それから、派遣と請負の区分についての要望事項といたしまして、5 ページ目の件を挙げさせていただきます。

付随的業務の解釈が、非常に細かなところまでお決めいただいている部分もあれば、判断するのが難しい部分もございまして。少し弾力的な運用というものをお願いできればと考えております。

また、こういった業務を 1 割以下にするというところですが、先ほど申し上げましたように、なかなか一日のタイムキーピングをしていくというところも大変難しく考えておりまして、ここに関しても制限を緩和、あるいは弾力的な運用を頂戴できると大変助かると考えております。

2 点目、派遣と請負との区分については、予見可能性の観点から、偽装する意図を持っているケースというのが附帯決議の中にも書かれておりますけれども、このケースに関して明快にさせていただき、3 年後の施行に向けて、事業者がしっかりとした準備をし、コンプライアンスを守れる状態を作りたい、そのようなお願いをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。



○大室委員長代理 ありがとうございます。厚生労働省から派遣制度並びに職業紹介の概要、それから、日本人材派遣協会からの要望を御説明していただきました。

ただいまの説明やお手元にあります資料について、御意見・御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 御説明いただいたのは日本人材派遣協会からなのですが、できれば厚労省の御見解を伺いたいのですが、この専門 26 業務の付随的業務を制限する、特にこれだけ厳格に、例えば専門業務で作成した書類を電子メールで送付した行為が付随的業務に該当しないとか、こういうことをすることによって、これは何を守ろうとされているのですか。

私がちょっと思ったのは、こういうことができないということになると、雇っている側からすると、一々、電子メールで送るときは別の人に頼まなければいけないという人は非常に使いづらいので、そういう人の雇用の場がどんどん失われていくような気がするのですが、そこはということなのか、教えていただけませんか。

○大室委員長代理 それでは、厚労省の方からお願いします。

○厚生労働省 ありがとうございます。

この辺を説明させていただくためには、やはり労働者派遣制度とは何なのかというそもそも論から説明していく必要がございます。労働者派遣制度がどういうふうにできたのかと申し上げますと、基本は直接雇用でやっていく。それで、日本的雇用慣行を守っていくということがございまして、それが労働者派遣という制度が入ってくると、やはり正社員の職場を奪っていくのではないかと御議論があったわけですが、それを歯止めをかけるということで、そのときにとったのが、専門的な業務であれば正社員の仕事を奪わないのではないかとということで、それで派遣制度が導入されたということでございます。

したがって、そこはその後、法改正がございまして、専門業務以外にも拡大をしたということですが、そちらのほうについては厳格に上限が1年ないし3年となっているわけでございます。したがって、そういう常用代替を守っていくということからすると、やはり業務が専門業務に該当するのか、あるいは自由化業務に該当するのかについては厳密に見ていく必要があるということでございます。

ただ、そこについてはいろいろな御議論もございまして、現在、厚生労働省の中で設けております研究会で、その是非も含めて議論しているという状況でございます。

○大室委員長代理 よろしいですか。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 大崎委員の御質問で、まさにやはり一般の人から見ると何でこんなことをやっているのだということで、今、厚労省から御説明がありましたけれども、非常に平たく言うと、結局、労働供給事業というものは、要は原則禁止だ。この状況というのは、いろいろ過去、戦前のところに始まって、いろいろな歴史的な経緯の中でそういうふうに定められた。

その中で、1985年ですか、派遣法ができたときに、穴をあけたわけですか。例外を作った、やってもいい。その代わりに、私は何度も言うように性悪説に立っているものですから、ひどい業者がいるかもしれないので、業をコントロールするところから、この体系というのはまずできているのです。だから、労働者を対象というより、業というところからできている。

もう一つポイントは、今、常用代替の御説明がありましたけれども、派遣先の正社員の雇用を侵食しないということならいいということでは始まったわけですか。もう1980年代と今とでは随分状況が変わってきている。そのときに、それでは常用代替が起こらないためには何があるか。2つです。専門的な業務だったら正社員に悪影響を与えない。そこは住み分けはできるということと、長くというのではなくて短ければ、上限を3年と決めていませうけれども、そうやっています。

ただ、これだけ非正規が増えてしまって、今の状況で常用代替というものが、それはやめましょうということがどれぐらい意味がある議論なのか、実は今、この派遣法の改正も2年、3年議論していましたが、これから、この話はどうしなければいけないのかと考えたときに、根本の問題に戻って、労働供給事業をどう考えるのか。それから常用代替というものは、今さらこういう話をずっと守り抜いていく。一方では派遣労働者を保護する。これも今回の法律に書かれたわけですがけれども、一方、正社員に悪影響を与えては駄目だという、全く真っ向から矛盾する概念がこの中に入り込んでいるのですよ。

だから一つ一つ、例えば日雇い派遣の例外などを見ていただいても分かるのですけれども、これは厚労省も説明できないのだと思うのです。何でこういうものになっているのか、まともに説明できないのです。そういう状況は、やはり常用代替という問題からずっと抜け出すことができない。だから、専門業務というものにきちんと固める。それで、ファイル業務とか事務用機器操作という、ある意味では普通の仕事をそういう形だと決めて、そうしたものだと考えて、いろいろ矛盾はあっても、それでもやっていきたいと思いますと始めて、今、またいろいろな矛盾が出てくると、それでは、そこは具体的にどうしましょうかとか、非常に規制を厳しくしたり、いろいろな流れがあります。ただ、その根本のところはどうもこうも矛盾を維持できないところまで来ている。

それを、私はこのワーキンググループでもきちんと指摘して、それでは、もうちょっと長い視点で見たら、今後どうしなければいけないのかということ、この問題についてはやはりはっきり打ち出していくということが一番大事ではないのかと思います。

○大室委員長代理 大崎委員お願いします。

○大崎委員 今のお話を伺って、私の個人的意見として思ったのですが、常用代替ということであれば、例えば派遣社員を増やして、そうでない人を解雇するみたいなことを取り締まるのが筋であって、そういうことが起きていないのであれば、全体として雇用が別に減っているわけではないので、問題にならないのではないのかというのがまず一つの感想です。

それから、期間を制限することで派遣労働者を保護するというのは全く本末転倒なような気がして、実際、私の周りの人でも、派遣期間が終わったので職が無くなってしまったという人が現実にいるのですけれども、だから、本人が希望していないのに派遣ということになっているのなら別だと思えます。

○大室委員長代理 それは一番大事な話なのですが、ただ、時間的な制約もあるので、今、議論になっている部分についてだけ御意見をいただきたい。確かに、委員のおっしゃるような根本のお話をここで議論しなければいけないのでしょうけれども、それには11月末までにやらなくてはいけない部分とは別に、またゆっくり時間をとりますから、今議論の対象になっているところについての意見にしてください。

○大崎委員 それでは、私はこの日本人材派遣協会の要望を全面的に我々の提言として入れるべきだと思います。

○大室委員長代理 上村委員、どうぞ。

○上村委員 日本人材派遣協会からの要望に私も賛同いたしますが、厚生労働省の方から職業紹介事業の話があったのに、人材派遣業の方からのこちらには触れていないのですけれども、これは同じ問題があるのだと思います。つまり、業種というか、芸道家・モデル、あと、年収700万円超の科学技術者・経営管理者・熟練技能者ということに限定していることに、どこまで意味があるのかということについて、やはり考えないといけないと思います。

○大室委員長代理 それでは、この点に限った上で、委員の皆さまからの御意見をいただきたいと思えます。根本的な問題については、ここでの議論もあります但別の機会を作りますから、時間的な制約がありますため、今回提言されている、要望されているところだけでお話を伺いたいと思えます。

○山川専門委員 ありがとうございます。

派遣の制度趣旨にかかわり、ある意味では矛盾した部分があるという点については、鶴委員のおっしゃるとおりだと思います。

それで、検討に当たっては3段階くらいに分けて考えるのかと思えます。その点だけ指摘したいと思えます。

第1は、制度趣旨自体をどう考えるか。常用代替の防止と派遣労働者の保護が、ある意味では緊張関係にあるという点自体をどう考えるかというのが第1段階です。

次に、専門26業務に関して、付随的業務の線引きの在り方という、いわば実体法面での線引きをどうするかというのが第2段階です。

それから第3段階は、取扱いの面で、担当者によって説明が違ったりするなど、手続的といいますか、システムの運用に当たっての問題点があるとすれば、それをどう考えるか。

これらの3つあたりを区別する必要があると思えます。

厚生労働省の研究会は私も参加しておりますけれども、今、第1段階から根本的に考えようとしているところですが、日本人材派遣協会ではむしろ、運用レベルもかなり重視さ

れているようでありますので、その3つごとの対応の検討が必要かなと思います。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

新谷委員、何かございますか。

今、山川専門委員が言ったナンバーワンのものは、根本のものでしたので別の機会にお願いしたいと思います。

どうぞ。

○新谷専門委員 連合の新谷と申します。

労働者派遣制度といった労働規制を考える際には、労働分野の規制緩和の歴史というものをよく振り返って検証する必要があると思っております。労働分野の規制緩和によって一体、何が起こったのか。典型的には2008年のリーマンショックのときに起こった派遣切りがあげられますが、この時には大量の派遣労働者の解雇が頻発したわけです。これについては、1985年の労働者派遣法の改正によって雇用と使用とを分離させ、雇用責任・使用者責任が非常に希薄な派遣労働者というタイプの労働者を生み出してしまったことに、その一番の問題があったと思っております。

そういった観点からは、何より労働者保護の視点を忘れずに議論すべきだと思いますが、仮に労働者派遣制度の論議を進めるのであれば、公労使の3者で構成される労働政策審議会の場で行っていただきたいと思っております。今日は派遣事業者の立場である日本人材派遣協会の方だけが来られていますけれども、派遣労働者の声をなぜ聞かないのかという意味において、この場に派遣労働者が加わっていないことに、私は非常に問題があると思っております。

○大室委員長代理 それは労働政策審議会ですらやっていたら結構ですが、その前の議論ですから、今日は具体的な要望だけに対してお答えください。

○新谷専門委員 分かりました。

それでは、専門26業務の付随的業務と派遣期間の在り方等について論点が出ておりますので、これらについて3点意見を申し上げます。

まずは、労働者派遣制度の根本論議に係るところであります。もともと、この労働者派遣制度をつくったときの趣旨は、先ほど鶴委員がおっしゃったとおり、常用代替防止の観点から専門性のある業務に限って労働者派遣を認めるというものでありまして、その後の改正で解禁された一般業務についても、常用代替防止の観点から臨時的・一時的な労働力需給調整制度という位置付けであったということでありまして、ついては、労働者派遣制度は臨時的・一時的な労働力需給調整機能に特化した制度であるべきだということを、もう一度確認すべきであると思っております。

また、仮に論点として出ているような付随業務の話をするのであれば、労働者保護の観点から、欧米における共同雇用責任やPEO等を参考にしつつ、使用者である派遣先の責任をもっと強化すべきであると考えております。要するに、派遣労働者を使いたいのであればもっと派遣先の責任を強化すべきだということです。例えば健康診断について言えば、

皆様は労働者として会社で健康診断を受けまされども、こうした健康診断を受けさせる義務は派遣元にしか課されていないのです。派遣先で同じように働いていたとしても、派遣先で同じ内容の健康診断を受けることはできないという不合理があるわけです。したがって、集团的労使関係の強化も含めて、使用者である派遣先の責任を強化すべきです。なお、付随業務時間を全就業時間の1割以下とすべきという現行の制限は堅持すべきであると考えております。

論点の2点目、派遣と請負との区分の明確化の必要性ということについてであります。この問題を考えるにあたって忘れずに覚えておいていただければと思いますが、これまで製造現場を中心に偽装請負や違法派遣が頻発しておりました。実際には直接の指揮命令を行っているにもかかわらず、請負という名目でやっていたという問題があった訳です。

今日は日本人材派遣協会が来られていますけれども、派遣会社が数万社あるうち、日本人材派遣協会に加盟されているのは六百社程度だと思います。他にも製造関係の派遣会社による業界団体がありますので、そちらにも聞いていただきたいと思うのですが、偽装請負・違法派遣の問題を考える際には、労働基準法や労働安全衛生法上の問題とか使用者責任の曖昧さといった問題に、是非焦点を当てるべきだと思っております。

なお、日本人材派遣協会がおっしゃっているように、請負と派遣との区分について、各労働局によってその判断が異なるという実態は確かにあると思います。したがって、我々も判断基準の明確化については検討が必要だと思っておりますけれども、それはすでに申し上げたように、この場ではなくて公労使3者構成である労働政策審議会でやっていただきたいと思っております。

最後の論点、有料職業紹介事業の届出制手数料の見直しについてであります。これについても、求職者側から手数料を取ることができる場合の年収上限が1,200万円から700万円へと一遍にどんと下げられる規制緩和がすでになされています。こうした求職者からの手数料徴収の在り方については、安易に労働市場の相場に追随することがあってはならず、安易な見直しをすることのないよう十分に注意していただきたいと思っております。

また、紹介会社が紹介先企業から徴収する求人側からの手数料について、これももともと年収の100分の50という規制がかかっていたものが、前回の規制緩和の中でこれがなくなってしまう、今では、年収の200%、300%、すなわち年収の2倍、3倍の手数料を取る事業者も出てきているような状況です。こうした規制の在り方についても、最終的には労働者の賃金にはね返ってくる上に、この改正を行うときには厚労省がきちんと今後の管理を行っていくという結論になっていましたので、こういった実態を把握・管理する中で、是非検討していただきたいと思っております。

○大室委員長代理 今、新谷専門委員から、いわば注意喚起みたいなお話がありましたが、ここの座長として申し上げます。労働政策審議会で決めるのはそのとおりだと思いますが、ここの場でやるべきではないという意見については、我々のワーキンググループの意と違いますので、そこのところだけは御理解ください。議論は当然、ここです。ここの御

意見も申し上げます。ただ、決めるべきことは労働政策審議会でお決めいただければいい。そういう理解をしておりますが、よろしいですか。

○新谷専門委員 はい。

○大室委員長代理 それでは、どうぞ。

○大上委員 委員会委員の大上です。

1点だけ、今のポイントで、労働政策審議会に、今、派遣業者あるいは派遣労働者の代表というのは、あるいは非正規雇用者の代表と言ってもいいのですけれども、そういう人は入っておられるのですか。

○大室委員長代理 それは厚生労働省の方からお話ししてください。

○厚生労働省 事実関係だけ申し上げますと、直接の当事者は入ってはおりません。ただ、経営者団体、あるいは労働関係を代表しておる団体がそれらの方も含めて代表しております。

○大室委員長代理 他にございますか。

今、日本人材派遣協会からの要望について、新谷専門委員から今までのいきさつを含めて御説明がありましたけれども、他に御意見はございますか。

○大崎委員 先ほど、この日本人材派遣協会の要望はもっともだと申し上げたのですが、1点だけ、今の御説明でなるほどなと思ったことが、派遣先の責任についても、労働者保護の観点から何らか要請あるいは要求をするべきである。これは全くそのとおりだと思います。

○大室委員長代理 今、大崎委員のお話がありましたけれども、委員としては御異論ございますか。

なければ、先ほど言いました人材派遣協会の御意見について、このワーキンググループとしては、先ほどの新谷専門委員の御意見にもあった派遣先の責任問題等の面には注意しながら、お認めさせていただければと思います。いかがですか。

(「はい」と声あり)

○大室委員長代理 それでは、そういう形で、今回はこの派遣のところを結論づけさせていただきたいと思います。

新谷委員、それから、山川委員、どうもありがとうございました。

(説明者交代)

○大室委員長代理 続いて、前回から引き続いて「モノ」の動きの活発化、特に IT 関係で、オープンデータの促進について審議をいたしたいと思います。

本日は、この分野の有識者として、クリエイティブ・コモンズ・ジャパン常務理事の野口委員に御出席いただいております。

それでは、今、申し上げましたように、オープンデータの促進についての意見交換をさせていただきたいと思います。

今日は内閣官房もお見えになっておりますので、まず内閣官房からプレゼンテーション

をしていただいた後、野口専門委員からお話をいただきたいと思っておりますので、まず内閣官房からお願いいたします。

○内閣官房 内閣官房 IT 担当室参事官の奈良でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料 2-1 に沿いまして、まず私から概略を説明します。

ページをお開きいただきますと「電子行政オープンデータ戦略の概要（1）」というところがございます。これは2年前の、新たな情報通信技術戦略、そして昨年まとめました、電子行政推進に関する基本方針、この趣旨に則りまして、公共データの活用促進のための基本戦略として、電子行政オープンデータ戦略を今年の7月、IT 戦略本部で決定したところでございます。

IT 戦略本部というのは、IT 基本法に基づいてセットアップされております、総理を本部長とし、全閣僚、そして有識者から成っている本部でございます。そこで決定したということでございます。

オープンデータ戦略は、総論をまとめてございます。まず「意義・目的」といたしまして、透明性・信頼性、あるいは国民参加・官民協働推進、そして経済活性化・行政効率化という3本の柱を立てた上で、基本的な方向性を4つ規定してございます。政府自ら積極的に公共データを公開すること。

そして、②、③が重要でございます。機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること。各府省のホームページを御覧いただきますと、それなりにホームページに情報が載ってございますが、大概がいわゆる PDF という形式で、機械判読は難しい、あるいは検索が難しい、二次利用が容易ではないという形式になってございます。これを機械判読可能で二次利用が可能な様式にしていくということが基本原則でございます。

また、③、営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること。いくつかの声として承知しておりますのは、営利目的で使用しようとする、そのデータを持っている府省から難色を示されるという話を承知しています。経済活性化という観点から、営利目的についても活用を促進することを原則にしたいと考えてございます。

そして、④、可能なところからスタートして、成果を確実に蓄積していくこと。スモールスタートと呼んでおりますが、膨大な各府省のデータについて、これをゼロベースで一気にやろうとすると、かえってそれは難しくなるわけで、スモールスタートということを考えています。

また、取組対象とする公共データでは、やはり安全保障とか個人情報とか、そういったものは勘案しながら、政府が率先して進めて、それによって独法や地公体、公益企業等に広げていくということ。

あるいは「緊急時に有用」と書いてございますが、御案内のとおり、今般の東日本大震災におきまして、様々な公共データがいかに防災・減災に役立つかということが分かってございます。こういったことも早急に進めていこうということでございます。

2 ページ目に「具体的な施策」でございまして、今年度につきましては、1 にあります

とおり、特に総務省、経済産業省でこの分野は先行して取組が進んでございます。実証実験等を始めつつございます。それによりまして、ニーズの把握とか、課題の整理、検討を先行して進めていただこうと考えてございます。

あわせて、2の環境整備でございます。これは私ども内閣官房と関係府省とともに、そこに4つの観点がございます。後ほど敷衍いたしますけれども、いくつかの課題がございます。これにつきまして、今、直前に申し上げました実証実験の成果を踏まえながら検討を進めていく。それによりまして、一定の方向性を今年度中に出しまして、平成25年度以降、具体的にオープンにしていっていただくということを考えてございます。

推進体制といたしましては「官民による実務者会議を設置」と書いています。現在、調整を進めておりまして、11月中には準備が間に合いませんが、来月上旬には第1回を開催したいと思っておりますし、現在、そのセットアップを進めてございます。この実務者会議におきまして、様々な事項の検討、あと、ロードマップ、実際にどういうふうに進めていくかということ今年度中にまとめたいと思っております。これをもちまして、平成25年度以降、具体のプロジェクトを実施に移していただき、それをこの実務者会議がレビューしていくということを考えてございます。

なお、電子的提供指針の見直しというものが書いてございます。これは既に平成16年にセットアップいたしまして、各府省がこれに基づいて具体的に各府省のホームページを公開しているものでございます。できるだけ各府省のホームページが見やすくなるように、項目とかそういったものを整理して、ホームページで公開してくださいということが書いてございます。このこと自体は実際に、ある程度進んでいるわけですがけれども、先ほど申し上げましたように、実際のデータの形式等はばらばらであったり、検索が難しかったり、機械判読が難しかったり、具体的には課題としてあります。そういったことを踏まえながら、電子行政オープンデータの実務者会議での検討にあわせて、この指針の見直しということも進めていきたいと考えてございます。

最後に、参考1でございます。先ほど説明を飛ばしましたが、実務者会議で検討する事項の内容を4点書いてございます。

「①公共データ活用のための必要なルール等の整備」でございます。この説明の後にお話が野口委員からございますけれども、著作権の取扱いで、結構ややこしいところがございます。これを本プロジェクトにあわせる形でどうルール化するか、ガイドライン化するかというのは重要なテーマでございまして、この点、実務者会議で十二分に検討してまいりたいと考えてございます。

「②データカタログの整備」でございます。どういう情報がどういう状態で存在しているのかということで、これは一般の国民、利用者には十分には見えないところがございます。これを整理していくことがもとより大事だということでございます。

「③データ形式・構造等の標準化の推進等」で、機械判読可能で、二次利用がしやすくなるためには、これが肝心要のところになってまいります。この辺につきましても、マニ



ュアルとかガイドラインとか、整備していきたいと考えてございます。

「④提供機関支援等についての検討」で、ちょっと分かりづらいのですが、提供機関というのは、要するにオープンにする各府省がオープンしやすくするための、促すための施策を検討していきたいと思っています。具体的には、どのようにやればやりやすくなるかというやり方の標準的なものを示すとか、あるいは手数料。全てを無料にするということはもとより難しいです。どういう場合にはどういうぐらいの手数料を取ることが合理的かということも、全体としてここで指針的に整理し、示すことができれば、各府省がオープンにしやすくなるのではないかと考えてございます。

そういったようなことで、以上4点を中心に実務者会議で検討を始めようとしているところでございます。

内閣官房からは以上でございます。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

それでは、続いて野口委員から御説明をいただきますので、よろしく願いいたします。

○野口専門委員 お手元の資料2-2を御覧いただければと思います。

私は、既に先行して、このオープンデータの課題に取り組んで、実績のある諸外国の例を主に調査をして御報告するよという御依頼でございましたので、まず冒頭ではなくて、飛んで大変恐縮なのですが、10 ページ「Vickery Study (EU, 2011)」というものから御説明をさせていただきたいと思っております。

この施策をするに当たっては、先ほど内閣官房のほうから御説明がございました2つの柱がありまして、1つは行政の透明化、もう一つが経済活性化で、本日はその経済活性化がメインとお伺いしておりますけれども、この点につきましては、2011年にEUから、PSI (Public Sector Information、公共セクター情報) をオープンに公開していくことによる経済効果はどれぐらいあるのかを検討した調査報告書が出ておりまして、そちらに記載があるのですが、上手にオープンにすればそれだけ経済規模が大きくなるという数字が実際に報告をされております。

数字は配布資料御覧いただければと思うのですが、そこでもう一つ報告をされておりますのが、同じ公開をするとしても、使いやすい公開の仕方と使いにくい公開の仕方がございまして、同じ公開をするのであれば、使いやすい公開の仕方をすることによって経済効果が10%から40%ぐらい違うということで、いかに公開の条件が大事であるとかということが報告をされているわけでございます。

冒頭に戻っていただきまして、2ページ目から、それでは具体的にどのような課題があって、どのように検討しているかということなのですが、まず3ページでは、どの対象のデータを公開するのかを検討するというところでございます。

いくつか論点があるのですが、まずは時期としては、無理をしないのであれば、過去にさかのぼるのはやめて、今後作るデータについては原則、オープンデータ・ポリシーに則って権利処理をする。過去のものについては、国民からの要望の高い、重要なものを対応

していくということが海外ではなされております。

対象範囲なのですけれども、こちらにありますような財政情報、地理空間情報、交通情報、気象情報等の価値の高いデータの他に、1つ、かなり大きなトピックとして挙げられているものに、公的資金による研究で得られた生データや論文等がございまして、こちらについても大きな対象の課題となっております。

めくっていただきまして、権利関係なのですけれども、例えば第三者に委託をしたりしますと、著作権等、いろいろな第三者の権利があるのではないかとということはどうするかですとか、個人情報、営業秘密、国家安全保障等に関するような、いわゆる機密情報が入っているものはどうするかという、様々な課題があるのですけれども、平たく申し上げますと、こういう難しいものについてはきちんと手当てをして、無理のない範囲でやっていくというのが海外の趨勢とお考えいただければと思っております。

5 ページのところで、政府資金による研究事業の成果についても、アメリカやヨーロッパでは取組をしていますということを記載しております。そちらは大きな課題ということで、念頭に置いていただければと思っております。

6 ページから、第三者の権利がなくて、比較的、公開に問題が少ないと思われるデータをどのように公開しているかという具体的な条件なのですが、条件としては、基本的には先ほど IT 室からも御説明がございましたとおり、国民が再利用できる、例えばアプリケーションに組み込んだりとか、それでサービスを展開したりすることによる経済効果を狙っている訳ですので、自由に使えるということが大前提である。

そのためには、利用条件をあらかじめ分かりやすく提示をするということなのですけれども、非常に重要なのは、複数のデータを組み合わせるときに、ライセンス条件がそれぞれ違うと非常に大変なことになりますので、できるだけ1つのライセンスを採用する。もしくは2つ、3つになってしまったときでも、お互いに1つのライセンスから他のライセンスへ乗り換えができるような、問題の少ないライセンス条件の確保が必要であるということでございます。そのために、私も活動しております、この国際的 NPO であるクリエイティブ・コモンズの公表しているライセンスを、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、それから、一部のドイツや他の国等が採用しているというものでございます。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては、後ろの方に資料を付けておりますので、後ほど御覧いただければと思っております。

8 ページにまいりまして、そのような国際的に標準として広く採用されているものを採用する動きが活発なのですけれども、営利・非営利という意味では、先ほど御指摘もございましたとおり、営利活動もできるということが大原則である。ただし、非常に問題がある、何かの強い理由があって非営利の利用のみ認めるといったライセンスを一部例外的に認めている国もございます。

このような、どのような利用条件をするかによって経済効果が違うので、利用条件を定めるに当たっては、そのような経済効果を達成するために最適なものは何かという意識的

な選択が必要であるということでございます。

先ほど、内閣官房から費用徴収のお話がありましたので、9ページを御覧いただきたいのですが、これも非常に世界中で話題を呼んでいる研究が2011年にヨーロッパで発表をされておりまして、その内容としては、同じデータを無償で配付するのか、もしくは対価を徴収して配付するのかによって、どれぐらいの経済インパクトがあるのかというのを、実際の事例に基づいて分析した報告がございまして、費用を配付の実費もしくはゼロ、インターネットで配付する場合はほとんどゼロということで、ゼロにすると利用率が10倍から100倍に拡大する。逆に、有償実費も配付をいたしますと利用の規模が非常に小さくなって、長い目で見ると、利用の率がどんどん低減する傾向があるということが報告をされております。

費用を同じ徴収するとしても、安くすればするほど当然、需要が増加するわけでありまして、それだけ経済効果としてはプラスである。したがって、経済効果はプラスになって、税金として還元される方がよいのか、もしくは直接の収入を重視した方がよいのかというのは非常に戦略的に考えるべきもので、何でもかんでも費用を課せばいいというものではないという報告がございまして、これはヨーロッパでも非常に大きな議論を呼んでいるところです。特にヨーロッパでは省庁が独立採算制を目指すべきだということで、自分の採取したデータを商業的に売ることによって省の予算を賄いなさいということをやっている省があるのですが、実際にそれで課金をしたとしても予算の1%にも満たない。そういう意味では目的を達成していないのではないかとということで、現在、議論があるということをお知らせさせていただきます。

10ページは飛ばさせていただきますが、実際の公開の方法を簡単に御紹介いたしますけれども、諸外国では、大体、各省のサイトもあるのですが、ここに行けば全ての省のデータがありますというワンストップのサイトを立ち上げて、そこに全ての省のデータを吸い上げるという形で運営しているのが通常でございます。

その中には、どんなデータが欲しいかということを国民がリクエストして投票するという形で、公開するデータのプライオリティをつけるということをやっているという試みもされておられます。先ほど御紹介がございましたけれども、実際に政府機関の中で作業をする方もいろいろな課題に直面いたしますので、そこに向けたガイドラインの整備などは各国もやっているというところでございます。

あと、海外の例を後ろに詳細に御報告しているのですが、全て御紹介する時間はないので、1つだけ、経済活性化という意味で御興味がおありかと思っておりますのは16ページでございます。

アメリカと並びまして、イギリスもかなり早くから公共データをオープンにするという動きをしているのですが、実は英国では、最初は経済活性化にはあまり重きがございまして、むしろ行政改革、政府の透明化ということで、経済効果のあるデータというよりは、政府がどういうお金を使っているのかとか、どういう日々のオペレーションをして

いるかという透明化データの公表を最初はかなり推進をしていて、それが本当に政府としていい政策であったのかということについて、今年4月に監査局の方でレビューをした報告書が出ております。

非常に日本にも参考になる内容かと思いますので、簡単に御紹介をいたしますと、それなりにスタッフが時間を使ったり、サイトを立ち上げたりするのに費用がかかるわけでございます。ですから、決して無料でできる政策ではございませんので、お金がかかったのに見合う、もしくはそれ以上の経済効果がなければ政策としてどうなのだという面もあるわけでございます。

そういう意味では、サイトに対して175万ビューということで、たくさんの方が訪れてはいるのですけれども、実際に82%の人はデータをダウンロードしないで去ってしまったというデータが公開されておまして、その理由として、サイトの作り方が分かりにくい、非常に不満が多かったというお話がございます。したがって、同じ費用をかけるのであれば、こういうサイトの作り方に精通した専門家の方を必ず入れて、分かりやすいサイトを作る。利用しやすいサイトを作らなければ、結局、費用をかけても無駄であるということが挙げられております。

もう一つ、全体的に非常にアクセスの高いデータというのは、一番下にございますけれども、例えば犯罪がどの場所で起こっているかという犯罪地理マップであるとか、全国の公立学校の評価を一斉に公開して、どの学校がいい評価を得ているのかということが比較検討できるようなデータとか、このような国民に直結するような利便性のあるデータだという結果が出ております。逆に政府の透明性確保というのは、ビューはあるのですけれども、それほどでもないということで、プライオリティとして、どのような情報に力点を置くのかという面が非常に参考になる。決して透明性は意味がないということではないので、そちらも大事なのですが、限られた予算でどのように配分するかということは課題としてあるかと思います。

同じように17ページで、プライオリティの高いデータとして、例えば気象データであったりとか、不動産データであったり、高齢者介護サービスデータ、そのような直接、効果の高いデータから公表していったらどうかという提言があったということを御紹介させていただきます。おしまいにさせていただきます。おしまいにさせていただきます。

○大室委員長代理 どうもありがとうございました。

今、内閣官房と野口委員から、オープンデータの具体的な経済効果の問題を含めて御説明をいただきました。御意見・御質問がある方はどうぞ。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 質問なのですけれども、9ページで費用の徴収のお話を御説明いただいて、これはどういうやり方をするかで随分変わってくると思いました。

政府が自分で作ったデータをこうやってオープンにしていくということであれば、私は原則、ただでやれば一番、それが流布できる、経済効果も大きいだろう。自分でかかった

固定費用なども含めて、限界費用、利用転換コストも含めて、経済効果が非常に大きければ、政府としてそういうことをやることは非常に意味があるということは言えると思うのですが、お金を徴収する場合、この情報財（インフォメーション・グッズ）というのは、限界コストというものはものすごく小さいのです。だから、ほとんどただと変わらないもので、それを徴収すると、ここにお書きになっているように、コストがすごくかかる。

ただ、そのやり方として、先ほど海外の気象庁の例ですと、あなたの予算は自分のデータを売って稼ぎなさい、そういうことを言われるようになると、それなりに公的な部門がそういうものを売って、それなりに自分がかかった固定費用も含めて回収しなければいけない。そうすると、どういうプライシングをするのかというのは、実は経済学でも非常に複雑で、いろいろなやり方はあるのですけれども、今、日本で例えばこういうことをやろうということを考えた場合に、この価格、費用徴収というのはどういうことを御念頭に考えていらっしゃるのか、その辺、どういう議論をされているのか、ごく簡単に教えていただければと思います。

○大室委員長代理 それでは、内閣官房からお願いします。

○内閣官房 ある意味、今、御指摘の点がこれから実務者会議での議論の重要なテーマの一つだと思っています。

この議論の前段として、IT本部に電子行政タスクフォースというワーキングチームがあったのですけれども、そこでの議論でも、実は割と無料が原則だろうということで議論がずっと進んでいたのですが、その中で議論としてあったのは、データをそもそも集めることにそれなりに税金がかかっている。もちろん、目的があって集めて構造化しているわけですけれども、そのことに対して全くお金を取らなくていいのだろうかという議論が途中で出てきまして、最終的に、確かに無料であることが望ましいし、多分そういったケースが多くなるとは思うけれども、一定のデータに関しては、やはりデータを集めて構造化することにかかった費用の一部を取ってもいいのではないかという議論が出てまいりまして、その方が各府省では、ある意味、出しやすいのではないかということでの論点として上がってきています。

具体的にどうするかというのは、これから実務者会議で議論して、どうなるかというのは、いろいろな議論を踏まえて進めることになろうかと思っております。

○大室委員長代理 他にございますか。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 1点だけ、意見というか、感想なのですけれども、使い勝手をよくしないという御指摘がありました。そのところをものすごく意識して、今後検討していただきたい。

といいますのは、ここで議論することではないのかもしれませんが、1個だけ具体例を言わせていただきますと、今、法務局の登記情報というものがネットで入手できます。ところが、あれは地番でしかとれないので、全然使えないのです。地番と住居表示の対照を

調べようと思ったら、法務局に行ってブルーマップという地図を見ないといけない。全く意味がない上に、実際に検索したものが出てこなくても課金されてしまうのです。それで随分お金を使いましたので、こういうばかなことはやめて欲しいと正直思います。

○大室委員長代理 他に御意見ございますか。

秋池委員、どうぞ。

○秋池委員 こちらはオープンデータという名前がついているのですが、今日の御説明を伺っていると必ずしも、いわゆる統計データの的なものだけではなくて、著作権等にかかわるようなタイプのものも範疇にされているのかなという気がいたします。

恐らくここで議論することではないのだと思うのですが、ちょっと気になりますのは、例えば気象のデータなどのように、その情報を集めることそのものにノウハウがあったりでありますとか、あるいはどういうものが国民からリクエストされるのか分かりませんが、例えば何かの政府系の機関が何らかのフィナンシャルなスキームを作ったということ、それをサポートしたプロフェッショナルがいたりとか、やはりそういう著作権とか特許とかにならない部分の知財というものも保護されることも必要とも思っております。

それがあまりうまくできていないところに、日本の経済の活性化といいますか、ある種の企業が素晴らしいものを作りながら利益を上げられていないようなところもかかわるようなところもあろうかと思っておりますので、階層の違うことかもしれないのですが、そういったところを慎重に御検討いただければと思います。

○大室委員長代理 石黒委員、どうぞ。

○石黒委員 単純な質問なのですが、現在の対象となるデータの公開、今、条件整理の最中だということなのですが、このデータが使える組織というのはどういうものなのでしょう。具体的に、日本国籍の日本法人なのか、外資企業も使えるのかという方向性は決まっていますでしょうか。

○内閣官房 詳細は実務者会議で検討することになりますけれども、現時点で何かすごく限定的に、条件をつけてオープンにしようというマインドではないという感じです。

○石黒委員 ということは、例えばアメリカ企業が日本政府のデータを使うこともバリアはないというお考えですか。

○内閣官房 具体的にどういうデータをどういうふうに出すか、安全保障とかそういったことも論点として入っておりますので、それがどうなるかというのは、厳密にはまだこれから検討に入りますけれども、マインドとしてはできるだけオープンということはありません。

ただ、確かにこれまでの、先ほども申し上げた電子行政タスクフォースの議論では、何でもオープンにして、特に世界的に、国際的に、安全保障という言葉を使いましたが、そういった面で、全部、世界中に赤裸々にして本当に大丈夫だろうかという意見は委員の意見としてもありました。具体的には、実務者会議で検討していくことになります。

○石黒委員 どちらかというと、私の関心は安全保障というよりも経済効果ということな

のですけれども、例えば、今、他で議論になっている、外資で、日本で税金を払っていない企業ということも全然関係なくオープンにしてしまうのか。私自身、個人的には結論は出ていないのですが、様々な面で、IT分野での日米格差が広がっている中で、何らかのハードルをつけるのも必要かと思ってみたり、そうではなく、マインドはオープンかなと思ってみたりしておりますので、方向性をちょっとお聞かせ願いたかったのです。

それと他に、先ほど有料・無料の議論がありましたけれども、これは一般企業でも、インターネットの場合、サービスを有料にするととたんに利用率が極端に下がるのです。ということは、本当に経済効果を考えると、なるべく無料にしていきたい。確かにデータを集める者の知見は必要ですが、集まったデータのこれまでにかけたコストを今更議論をしても仕方がない、データ収集に協力した一般企業もいわゆるサンクコストと考えていただいて、なるべく利用を促進するような形で持っていた方がいいのかなと思います。

○大室委員長代理 他にはございますか。

上村委員、どうぞ。

○上村委員 私は、研究でこういうデータを申請して取得するユーザー側なのですけれども、同じようなデータでも省庁によって求められる書類や手続も全然違います。担当部署の統一化とかというものも入っていますが、こういうものをやはり早急に考えておかないと、同じようなデータなのに断然手続も費用も変わってくるというのはおかしいと思います。サイトも書類も全然違うというのは、早急に考え直さないといけないかなと思いました。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

それでは、お時間も進んでおりますので、皆様の御意見をまとめたいと思います。当委員会としては、できるだけ経済効果の上がるようなオープンデータにして欲しい。その中では、今、オープンマインドという話もありましたが、使い勝手のいい、経済効果が上がるようなデータの活用ができるような仕組みにして欲しい。それから、特に著作権等の知財の面についても配慮しながら、その部分を実務者協議で議論をしていただいて、効果の上がるような進め方を考えていただきたい。こう結論づけたいと思うのですが、いかがですか。

(「はい」と声あり)

○大室委員長代理 それでは、そういう形で、この部分については結論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(説明者交代)

○大室委員長代理 引き続きまして、個人情報利用促進についての審議をいたしたいと思っております。

まず、消費者庁から個人情報保護法の概要についてプレゼンテーションをしていただい

て、その後、日本経済団体連合会から御説明をいただきたいと思います。

それでは、まず消費者庁からお願いいたします。

○消費者庁 御紹介いただきました、消費者庁消費者制度課長の堀井と申します。今日は説明のお時間をいただき、ありがとうございます。

お手元に資料3-1ということで配付をさせていただいているかと思います。今回は要望ということでいただいているものに関連します個人情報保護、これに関する個人情報保護法の解釈などを中心に、まず私から説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧いただければと思います。こちらは「個人情報保護制度の体系」ということで、もう既に御案内の委員の方も多いかと思いますが、現在の我が国における制度の体系を書かせていただいております。

そして、三角形の図が真ん中にございますが、赤の色と黒で三角系の左側が塗ってありますけれども、こちらがある意味、民間事業者を規制している個人情報保護法ということで、こちらは私ども消費者庁の方で所管をしているという状況でございます。

公的部門につきましては、今回のテーマとは外れるかもしれませんが、青、緑、あと、オレンジということで、それぞれ行政機関、独立行政法人、そして自治体については各地方公共団体の条例の記述によるという形でございます。

そして1つ、民間の個人情報保護法制の特徴的な部分が、主務大臣制ということで、三角系の下のところには黒い字で書いてある部分です。法律自体は基本理念、それから、国・地方公共団体の責務ということで横断的に書いている部分があるのですが、実際に民間のデータを取り扱う個人情報取扱事業者、こちらの義務に関しては主務大臣制という制度をとっております。

左上のところはちょっとピンク色で書かせていただいておりますが、この法というのは個人情報保護法の第36条で、こちらが主務大臣制についての規定でございます。

基本的には、各事業などを所管する大臣が原則として、雇用管理については若干違う形になっておりますが、その事業を所管する大臣が主務大臣として当該事業における個人情報の適切な取扱いについて行政責任と権限を有する、そのような考え方になっております。

この背景としては、下のところに矢印で引っ張ってありますが、個人情報の取扱いといいますのは民間事業者の事業活動の一環として行われるということになると思います。したがって、当該事業活動と不可分なものであるということで、その業種・業態、こういったものに応じた形での様々な特性を有する、こういったことに鑑みて適切に執行するという観点です。したがって、こういったことによって個人情報取扱事業者の方に対する監督というものを、その業者の業を所管している大臣が行うという形になっています。

個人情報保護法自体は、ある意味、各分野に共通する必要最小限のことを規定しているというイメージでございますので、それを踏まえて各業種・業態に応じた形で業種別・業態別のガイドラインというものがございます。もう既に御案内と思いますが、今、下に書いてありますように、27分野40ガイドラインということで策定をされているところでご



ざいます。

2 ページでございます。そもそも、この法律の目的でございます。

第1条をお読みいただきますと、御覧のとおりでございますが、その5行目のところで「個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」ということとございます。

そして、下の箱のところに書いていますが、個人情報保護法の主目的が個人の権利利益の保護にあるということをもまず明示をしている。それに随伴をして個人情報の有用性への配慮、こういったものも規定をしているというのが、この目的の趣旨でございます。

ですから、同法が、必ずしも一面的に個人の権利利益の保護のみを目的とするものではない。有用性と保護の両面の適正な利益衡量という形に立っているというのが基本的な考え方になっています。

こちらの考え方は、閣議決定をされた個人情報の保護に関する基本方針においても明確化されています。

3 ページで、多分、ここが今日のテーマについて一番問題となってくるところかと思えます。個人情報の概念というところとございます。ポイントがいくつかありますが、これは第2条第1項の個人情報の定義をちょっとブレイクダウンしたものでございます。

まず個人情報とは、①のところ「生存する個人に関する情報であり」ということで、次に②で「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう」とされています。そして、この特定の個人を識別するという考え方ですが、これは一般的に、合理的な一般の人から見て、特定の個人に行き着けるかどうかという形での判断をするという考え方をとっております。

そして、上のところで「その他の記述等」ということで、記述から明らかに個人情報であると分かるという場合があると思いますが「等」のところでは、例えば映像ですとか、音声情報といったものを含有しているというところとございます。これを②のところ「識別性」と書かせていただいております。比較的、識別性は分かりやすいかもしれません。

次の③のところですが「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定個人を識別することができるものも含まれる」、個人情報に含まれるということとございます。この容易に照合するというのは、例えば事業者において特別の時間や費用をかけてやるということではなく、通常の業務における一般的な方法で照合ができるかどうか、そういった考え方とっております。

さらには、こちらの③のところ「容易照合性」と書いてございますが、この容易照合性の判断の基準としては、その個人情報を取り扱う事業者、こちらを基準に、その事業者の方が情報を保有や取得をした時点、こういった観点で容易照合性を見ているということとございます。

ちなみに、個人情報についての定義についてですが、先ほど1枚目の三角形の図で御覧いただきましたけれども、行政機関の個人情報保護法などにおいても、おおむね同じ定義

という形で考え方を持っているところと聞いております。

次に、4ページでございます。その個人情報について、どのような形の規制がかかってくるかという部分ですが、利用目的の特定及び利用目的による制限という規定が第15条、第16条でございます。

こちらは「利用目的」と第15条に掲げておりますものは、私ども、個人情報の取扱いに関する規律の要めであると考えております。したがって「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的をできる限り特定しなければならない」という形の規定を設けております。

そして、第16条、利用目的による制限で「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」と掲げてあります。

※のところですが、その下に書いてございますように、①から④ということで、目的外の利用をすることができる内容を法律上明記しているところでございます。

そして、こちらの目的外の利用をするということが、個人情報を第三者に提供するケースの一環であることが多いだろうと考えておりますので、次の5ページに第三者提供を制限する規定の例外について設けておりますので、そこで御説明をしたいと思います。

4ページ一番下のところを御説明させていただきたいのですが、本人の同意がある場合などを除いて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて云々という条文については、個人情報がみだりに取り扱われることを制限することを通じて、本人の権利利益の侵害を未然に防止をしようとする趣旨ということでございます。

そして、5ページの「第三者提供の制限」です。本人の同意を得ないと基本的に個人情報について第三者への提供はできないという規定をしているのですが、これは法律上例外が設けられているということで、下に書いてございます。

まず「法が定める例外規定に該当する場合」で、①で法令上規定をしている場合。

②で「人の生命、身体又は財産の保護に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合」で、物理的に困難ということがあります。それから、本人の同意を得てしまうと本来の趣旨・目的を達成しないといったケースもあります。

こちらの規定については、非常に問題になることが多く、例えば最近、孤立死などの問題が起きました。そのようなときに、例えば民間事業者が第三者にその情報を提供できるかどうかというのが議論になりまして、できないのではないかとこの考えをお持ちの方もいらしたようですが、場合によっては、この②のところではあるケースがある。そういった形での活用というのものもあるのではないかとこの議論になったところでございます。

③で「公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合」、虐待のケースなどもあるかもしれません。

そして④で、国や地方公共団体、あるいはそういった主体から委託を受けて、委託を受けた者に協力をする場合であって、同意を得ることが困難というケースがあります。これ

は同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときということでございます。

「オプトアウト」の場合。これはあらかじめ第三者提供しますということをお知らせし、かつ個人の、本人の求めに応じて提供を停止するというを本人に通知をしているような場合、こういったケースでございます。

あとは、第三者とはいっても、実態からしてみると第三者という形と捉えられるかということでこちらの例外に入っているもの。例えば委託先への提供ですとか、企業間の合併など、こういったものに伴う提供。そして、グループによる共同利用でございます。

○大室委員長代理 ありがとうございます。

それでは、日本経済団体連合会からも御説明をいただきたいと思います。

○日本経済団体連合会 規制・制度改革委員会の委員の皆様には、日頃から規制・制度改革の推進に大変御尽力いただきまして誠にありがとうございます。また本日、こうした機会をいただきまして大変感謝をしております。

2012年は、ビッグデータ元年と言われるぐらい、ビッグデータを、正にイノベーションの新しいフロンティアとして世界の企業が大変注目しておりますし、また、様々な企業が参入することによって、国民生活を豊かにしていくこともできるのだと我々は思っております。

ただ、残念ながら日本では、個人情報保護の関係がございまして、思うようにビッグデータビジネスが発展していないというのが現実でございます。今日は、委員の皆様から企業の現状についてお聞き取りいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、富士通から御説明させていただきます。

○日本経済団体連合会 富士通の小林でございます。よろしくお願いいたします。

資料3-2という赤いパワーポイントのものがお配りされていると思います。

「ビッグデータ時代の到来」については、ここは説明するまでもないところですが、データの扱う量が非常に大きくなり、データの取扱いというところの将来性がうたわれています。

お配りしました資料をめくっていただいて、スライド番号1番のところ「ビッグデータの特徴」。これは通常、一般的には3Vとかと言われて、Volume（大量）、Variety（多種多様）、Velocity（高頻度・リアルタイム）と言われているのですが、我々はそこに4つ目のV、Value、データの持っている価値や意味に非常に着目して、今、新しい事業を創造しようとしています。

スライドの2番目にまいりまして、ビッグデータを処理することが可能になったというのは、ハードウェアやソフトウェアの進化です。ここ10年ぐらいで飛躍的に伸びているということで、従来できなかったことができる、分からなかったことが分かる、処理できなかったことが処理できるようになったということが技術的な側面としてあると思います。

そして、スライドの3ページ目で、これはあくまでも概念的で、我々富士通は Human Centric Intelligent Society という、会社のコーポレートビジョンを実現するために、このデータをどういうふうに使っていくかという検討をしています。

スライドの4ページ目にまいりますと、リアルとバーチャルの連携ということで、上側の緑色っぽいところがリアルワールド、我々が普段生活しているところ、そこから様々なセンシングデータがとれるようになってきたということで、下のクラウド環境、コンピュータの中に入ってきて、それを貯めたり、見たりすることにより、現実の世界へナビゲートするというサイクルをいかに実現するかということが新しいビジネスであるということと捉えております。

スライドの5ページ目にまいります。これは ICT の話で、今までは情報を管理するためとか、生産性を上げるためとか、そういうところにコンピュータが使われてきたのですが、今後は人々の暮らしに直接的に役立つ、あるいはお客様のサービスや製品に直接的に関与するようなどころをやっていかなければいけないのではないかとということです。

2つほど事例を出していますが、医療の世界でいきますと、電子カルテとかそういうところが製品的にも我々は出ささせていただいているのですが、どんなに素晴らしい電子カルテのシステムを作っても人は死んでしまいます。それに対し、これからの ICT は人が死なないようなことにコンピュータが役立つようなことをやらなければいけないのではないかと考えています。例えばですが、健康情報分析サービス。これはメタボリック等の病気になると医療費がかかる。医療費がかからないためには病気にならないようなことをやらなければいけないということで、そういうサービスを提供するものです。

あるいは農業のことをコンピュータ会社が話すのは最近ではあまりおかしいと捉えられないようになってきていますが、販売管理とか物流管理はお手の物ですが、それらによってニンジンや大根がおいしくなったりするわけではない。ニンジンがおいしくなる方法は何か、あるいは大根が単位面積で倍ぐらい取れるようにはどうしたらいいのだろうかということコンピュータがやってくれる、こういう世界に我々はどんどん関与していかなければいけないのではないかと。

そういうことでビジネスを考えていますが、スライドの6ページ目のとおり、我々はデータ量の大小は結果論と考え、コンバージェンスサービスという言い方をしています。コンバージェンスという英語は「融合」という意味ですが、データとデータを融合したり、企業と企業を融合させたり、そういうことによる新しい事業の創造ということを目指しております。

これはコンピュータ会社が描いた絵なので分かりにくいかもしれませんが、下のレイヤーから、様々なものからネットワークを介していろいろな情報が上がってきます。コンピュータの中に入って来たときに、それをどういうサービスとして提供していくかとか、どういうふう考えていけばいいのだろうかということに対して、様々なアプリケーション、あるいはデータを集める仕組みを、今、我々は作ってビジネスを開始しております。

クラウドの中の新しい環境であったりとか、大量データを処理するような仕組みをこの中に取り入れたり、アプリケーションを容易に開発できるような環境を整えて、我々だけではなく、多業種の方々にこういう場を提供して、データやビジネスや情報を集めていくということを考えています。

7番目で、そのような環境を有効に活用するためには、従来とは違った職種・職能を持った人材も必要となります。我々はキュレーターと呼んでいるのですが、一般的にはデータサイエンティストとも言います。そういう方々にスキルを持って対応していただくことが必要です。

例えば、先日、アメリカで大統領選があつて、オバマ大統領が再選を果たしましたがそのときの全米50州の選挙人をどちらがとるかということ、実は50州全部言い当てたデータサイエンティストがいます。テレビに出てくるような政治評論家はほとんど当たらなかった。あれだけ接戦だったので、最後はどうか分からなかったということがありますが、全部言い当てたデータサイエンティストがいます。ものすごく大量なデータを様々な側面から分析して未来を予測するということをやった結果だと言われています。

我々もデータに語らせる、うそ偽りのないデータが何を意味しているのかを語らせるということをやっていきたくて考えています。スライドの8ページ目ですが、従来、コンピュータ業界がやっていた業務システムが無くなるわけでも何でもないで、そのシステムから集まっているデータと、今、私が申し上げたような新しいセンシング、SNSとか、最近いろいろなデータが活用されるというところが言われていますけれども、それを融合して新しいサービスを創出したいと考えてございます。

10ページ目になるのですけれども、データ利活用ビジネスの現状で、ビッグデータの活用によるイノベーションの可能性ということで、例えばですが、POSデータとかSuicaのデータ、こういうものを集めることにより、従来、集めるときには想定していなかった新しいサービスが生まれる可能性があります。個人情報の話になると、右側に書いてございますように、収集時に明示していない目的で利用することはできない、或いは第三者に提供することが出来ないということで、利活用が結構制限されるということが阻害要因になるかと思っています。

11ページ目が要望です。より厳格なデータ管理の実施、これは何でもやっていいかという話ではないと思っています。あるセキュアな環境でちゃんと管理されているということが大前提になると思うのですけれども、個人を特定できる情報を削除する、一定の基準を設けて匿名化を行うとか、そういうことをやることで、個人情報とされる対象から除外していただきたいということです。もちろん、いきなり全部除外するわけにはいかないと思うのですけれども、ある一定の考え方とかやり方で決めて、こういうことができないかということです。

当初は利用目的として想定していなかったこともこういうことで検討できたり、情報の流通が容易になって、多種多様なビッグデータを掛け合わせて新しい利活用方法を検討で

きるということで、ビッグデータ市場においてイノベーションを起こして、海外の企業に対抗したり、日本経済のさらなる発展、成長につなげるということができるのではないかと考えております。

御参考に、先ほど御説明があったので省略しますが、現状認識の前提ということで、先ほどの資料2-1の、個人情報暗号化を行っても個人情報でなくなるわけではないので、利活用することができない。これも、どの程度やっていたら個人情報でなくなりますかという基準がやはり明確でないということで、この辺のガイドラインの見直しみたいなものがあるといいと考えております。

それと、最後のページをめくっていただきまして、これも先ほど出ていました15条のところ。個人情報を収集する際には、あらかじめ利用目的を明確に告知・公表する必要があるということで、我々がやろうとしていることは、集めた時点ではどういう活用ができるかということとは分からないことも多々想像できるので、事前に何か明確にして集めるとか、告知しなければいけないとか、「明確」の度合いによっては、こういうことが妨げになる一要因かということで、この辺りの改正・改善をできるようになるといいと思っております。

○大室委員長代理 個人情報についての概要と、それから、要望についての説明を日本経済団体連合会からしていただきましたが、まず上村委員からどうぞ。

○上村委員 先ほど、オープンデータということで、行政のデータを公開するというところで、今回は民間の持っているデータをどうするかということです。行政の方はいくつかのデータについて匿名化措置を施して、それで公開するというをやっていますので、その辺りでのノウハウは、ある程度、蓄積されているのではないかと思います。それを民間の側に適用する形で、匿名化措置をしたものについてはデータを公開する、そういう基準を設けるということは可能なのではないかと思います。けれども、いかがでしょうか。

○大室委員長代理 消費者庁、お願いします。

○消費者庁 ありがとうございます。

確かに、行政機関の個人情報保護法上の運用の取扱いについては、今、委員が御指摘のとおり伺っています。

ただ、1つ気になりましたのは、匿名化を施して、その匿名化の部分なのですが、例えば仮に、その匿名化が本当に個人の大もとのデータと個人の識別性という観点から連結ができないような、そういったものであれば基本的には問題がないとは考えられます。

一方で、一部、何らかの形で照合が容易になって、それで識別性が確立してしまうようなケースについてはなかなか悩ましいといえますか、多分、個々のケースでいろいろな考え方があり得るかと思えます。

今、御指摘があったような観点も踏まえてかどうか分かりませんが、既に各省庁の、先ほどお話ししたガイドラインの中で、一部、匿名化ということについて記載をしているものがあります。私どもが把握しているだけで10ぐらいのガイドラインがあるのですが、場

合によりましたら、先ほどの説明の中にありましたけれども、そういう特にニーズの高いものについては、どういう形でやったら問題がないと言えるのか、安定した匿名化ができていないのかということを追求するというのは、もしかしたらあるのかなと、今、お話を伺っていて思いました。

ただ、やはりケース・バイ・ケースによっていろいろパターンがありますので、法律の解釈として一概にこういうものが対象というのは、なかなか言いにくい部分があるのかなと感じております。

○大室委員長代理 よろしいですか。

○上村委員 はい。

○大室委員長代理 他にございますか。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 その匿名化を考える場合には、普通は氏名のところを伏せるということなのですけれども、今はいろいろな形で結びつけることができれば、やはり駄目なのですよというお話の中には、例えば男女とか生年月日とか、そういう他の要素も追加的に消していけないと駄目なのか、そういう議論をされているのか。

私は、そういう個人データなども個票を使って分析をしたりする立場にいますので、例えば性別とか、少なくとも年齢、生年月日、何日までは分からなくてもいいかもしれないのですけれども、何歳ぐらいはやはり分からないと分析ができないという問題もありまして、その辺は具体的にどういう議論がされているのか、教えていただけますか。

○消費者庁 消費者庁の政策企画専門官の板倉でございます。

これもまた堀井の繰り返しになってしまいますが、やはり個別のケースにおいて変わってくるので、具体的な分野を挙げれば、医療関係の分野ですともう少し厳しくなる。一般的な経済関係の分野であれば、そこまで容易照合性について厳しく判断しなくてもいいという判断もあろうと思いますので、ガイドライン等において明確化していくという方向であれば、それは同じ方向だろうと認識しております。

○大室委員長代理 大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 ちょっと理解できないところがあるのですけれども、個別のケースによって違っておっしゃるのですが、それはある意味で当たり前の話で、日本経済団体連合会が言っておられるような、今、こういうことはできないという理解でプレゼンテーションをされたと思うのですけれども、少なくとも、この理解は消費者庁と認識は一緒なのですか。

○消費者庁 例えば、今、プレゼンテーションいただいた資料の11ページのところ、通し番号で(11)と書いてあるところです。この部分で、例えば「より厳格なデータ管理の実施を条件に」と書いてあるところの下で「個人を特定できる情報を削除する」。これは先ほどお話しした識別性がなくなるということであれば、これは個人情報に該当しませんので、利用は御自由かと考えられます。

一方で、私も聞いていて、少し疑問に思ったのが、その下の「(一定の基準を設けて)

匿名化を行う」というところで、先ほどお話ししたように、匿名化のやり方が例えば、多分、日本経済団体連合会の説明のケースは違うかと思えますけれども、一つの例ということで申し上げますと、対応表などの関係で容易に照合ができる余地が残っていると、そういう部分だと、先ほど御覧いただいた私どものほうの資料の3ページのところの考え方の部分にフィードバックをしてきて、場合によっては該当しないケースもあるのかもしれないと思いました。

しかしながら、ざっくり聞いただけで、十分詰めた回答ではありませんので、多分いろいろなケースによって、あとはこの業を所管している主務省庁がどのように判断するのかということもあるのかなとは思っています。

○大室委員長代理 今回の回答でよろしいですか。

武井委員、どうぞ。

○武井委員 今、個人情報に該当して使えないという領域があって、それをざっくり抜こうという話でやっていると思うのですが、ゼロか100かみたいな議論ではうまく回らなくて、いかにいろいろな中間の選択肢を作るのかではないかと感じます。

また、データサイエンティストみたいな方のマナーといいますか、そういう切り口からの対応策もあるのだと思うのです。

例えば、一定の方であれば取り扱えるとするとか、それは識別可能性とかともリンクがあって、誰でも使えるようになるまで完全に識別可能性は消したものなのか、ある程度、信頼できる人であれば使っているもののグラデーションがある気がします。誰でも使えますというふうにジャンピングをする選択肢では規制緩和できる範囲が少なくなる気がします。そのところのメッシュも細かくやられたほうが、いろいろなバリエーションが生まれるかなという気がしました。

○大室委員長代理 石黒委員、どうぞ。

○石黒委員 日本経済団体連合会の説明の事例は、今、規制できていないという御解釈なのですか。

例えばPOSデータ、購買履歴とSuicaの情報をコンバージョンするということは、やっていच्छらないということなのですか。

○日本経済団体連合会 今は、やっていないです。

○石黒委員 ケース・バイ・ケースで違うという御議論がありましたけれども、例えば、すでに、サイトの閲覧履歴はクッキー情報なのですが、それをソーシャルログインをさせ、ソーシャルメディアとコンバージョンして、個人を特定、サイトのどこを見たかという分析をする。通販業界などでは、このような分析は進んでいます。もちろん、アメリカではどうの昔に行われていて、この格差が日米格差となっているのです。

ですから、ネット業界では、分析結果に基づくアクションまでは起こしていませんが、リコメンデーションをかけるみたいなことはもう一般的に行われていて、ソーシャルログインをするということは、そこでパーミッションをとっているということになります。そ



れを、例えば今、駄目だと言われると、ますます格差が開いていくという状況になります。

○大室委員長代理 それでは、消費者庁どうぞ。

○消費者庁 回答します。

いわゆる行動ターゲティング広告のことをおっしゃっているのであれば、それは日本でも行われていると認識しております。

○石黒委員 それはオーケーなのですね。

○消費者庁 はい。総務省の方で一定の指針も出しておりますし、それが業界のガイドラインに反映されて、対応していただいている。

それで、個人を識別という意味にもよるのですが、行動ターゲティング広告でといいますか、クッキーで、端末まで行き着くものについても、個人に紐付かなければ個人情報ではないと整理されております。逆に言いますと、端末までは行き着くのに全く規制がないというのはどうかという問題提起もあって、一定のガイドラインを設けて対応していただいている、それは日本でも事業としては展開されていると理解しております。

○石黒委員 クッキー情報とソーシャルメディアを結びつけると、クッキー情報が実名になります。

○消費者庁 そうです。そのような場合でも本人の同意をとってやられているのであれば、それは全く問題ありません。

○石黒委員 それはオーケーなのですね。

○大室委員長代理 鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 先ほど御説明があった話のポイントは、多分、ある一つの大きなラージデータセットで名前を全部消した。当然、それだけ見れば誰が誰と分からないですけれども、世の中にある、たくさん似たような個人情報のものを、それぞれのものはそれだけで分からないようにしているのですが、いろいろなものをつなげていくと、どこかで特定化されてしまうという問題を非常に御心配されているのだと思うのです。

でも、逆にそれを心配し出したら切りがない。私は、この個人情報保護法というものが、日本において10年近くたちますけれども、一体、どういうインパクトを与えたのか、どういうメリットがあったのか、どういうデメリットがあったのか。これは消費者庁でいろいろ分析されているのだらうと思うので、そういうもののお話を聞ければ、例えば厳密なデータ管理といっても、やはりデータをこういう、ある意味では紙とかそういうものではない、電子媒体にした途端に、それが何かの事故、意図的、意図的でないにかかわらず、それが意図せぬ形で流出してしまうというのは、私はどんな管理をやっても、当然、そういうことはあり得るのだと思うのです。

そうした場合に、何か個人情報保護法というものだけが、これで非常に突っ張るのは別にいいし、やっていただきたいと思うのですけれども、どこか、何か非常に形骸化してしまう、本質的なところでそういうふうになってしまうという問題も、こういうものをぎりぎり議論していくと、やはりどうしてもあるのではないのか。これは、この10年ぐらい、

ずっと私は何となくもやもや思ってきたところではあるのですが、そういう感想なのです。

○大室委員長代理 感想でよろしいですね。

日本経済団体連合会の要望についての今までの話については、そういう話で御納得いただけますか。

○日本経済団体連合会 これはいろいろな側面があるので議論し尽くせないというのがありますが、匿名化一つとっても、これは技術的にイタチごっこで、どこまで匿名にしたら許されるといっても、やはり技術的にそこが乗り越えられてしまいハッカーみたいな世界では個人と個人がこうすれば結びつけられますという話が出てきて、切りがないと思うのです。

ですから、法律を作るということからするとすごく難しいのかもしれませんが、先ほどどなたかが言われていましたけれども、取扱い可能なデータとそれにアクセスできる人の組み合わせをもうちょっと考えとか、あるいは段階的に、今、最善と思われる技術でここまで対処していればいいですとか、何かそういうルール作りみたいなものをして、少しずつ有効と思われる情報活用の世界に対して、この業界、あるいはこの情報はこういうふうに扱っていきましょうということを、一遍に全部変えることはできないので、ちょっとずつそういうことをトライしていくということがやはり新しいビジネスを起こすきっかけになるのではないかと思います。

○大室委員長代理 大上委員、どうぞ。

○大上委員 今の火力発電に石炭を使う。それは、新規のときにどれくらいの性能であればいいか。環境省は、その時点のベスト・アベイラブル・テクノロジーを問うわけです。そうすると、アセスメントなど3年、4年かかりますから、初めに業者が石炭火力を作ろうとしても、4年後のベスト・アベイラブル・テクノロジーなど予見できないわけです。そうすると、結局、石炭火力はできないという問題になるのですが、全く同じようなことで、やはり何かをやろうとしたときのイエス、ノーという判断基準が、ある程度、明確になっていないと、それが使えないと結局やれない、そういう問題なのだと思うのです。だから、そのところの性能基準を、容易照合性の基準を、ある程度、明確にしてくれと、基本的にはそういう要望なのではないかと思いました。

○大室委員長代理 よろしいですか。

今、大上委員がお話しになりましたように、当委員会はこちらかという経済活性化という形で、どう規制・制度を変えていくかという視点で様々な検討を加えております。そういう意味では、今、事業者側からは、明確な基準が少々不足していて、新しいものに対しての障害がいろいろあるというのが、今日のお話だと思います。そういう趣旨をくみ取っていただき、経済活性化という視点の我々の要望についても、具体的に、ケース・バイ・ケースということだけではなくて、是非、大きなガイドラインを含めて検討していただければという結論にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それではよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○大室委員長代理　そういう意味で、経済活性化、我々の規制の中から、規制緩和か、あるいは制度の変更かによって新しい産業や何かを生んでいくという一つの目的という指摘について、議論させていただきました。是非、消費者庁にもそういう視点で、この個人情報の問題については取り扱っていただければと思います。

それでは、この議論はこれで終わらせていただきたいと思います。消費者庁並びに日本経済団体連合会の皆様、どうもありがとうございました。

(説明者退室)

○大室委員長代理　事務局から次回の日程について説明をお願いします。

○中原参事官　次回の日程につきましては、また調整をして、御連絡をさせていただきたいと存じます。

○大室委員長代理　それでは、本日の会議はこれまでとさせていただきます。

どうも、長時間ありがとうございました。